



地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 長 都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 長 都 道 府 県 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 (部) 長

殿

厚生労働省保険局医療課長

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 掲示事項等の一部改正について

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」(平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。)及び「特掲診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第63号)が、平成23年厚生労働省告示第482号及び第483号をもって改正され、平成24年1月1日付で適用されることとなっておりますが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 掲示事項等告示の一部改正について
 - へパリンカルシウム製剤について、掲示事項等告示第十第一号の「療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。
- 3 関係通知の一部改正について 「診療報酬の質定方法の一部改正に伴う実施上
 - 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部を次のように改正する。
 - ・ 別添 1 第 2 章第 2 部第 3 節 C 2 0 0 (1) 及び別添 3 区分 0 1 (5) イ中「及びアドレナリン製剤」を「、アドレナリン製剤及びヘパリンカルシウム製剤」に改める。

- ・ 別添3別表1中「及びアドレナリン製剤」を「、アドレナリン製剤及びヘパリンカルシウム製剤」に改める。
- ・ 別添3別表2に次のように加える。

ヘパリンカルシウム製剤

改正後

別添1

第2章 特揭診療料

第2部 在宅医療

第3節 薬剤料

C 2 0 0 薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

改正前

【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝 固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液 凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換之型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血 液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固 因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺 激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチ ンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜 灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルフ ァ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブトルファノール製剤、ブプ レノルフィン製剤、塩酸モルヒネ製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製 剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジン C製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタ グランジンI₉製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント 製剤、スマトリプタン製剤、クエン酸フェンタニル製剤、複方オキシ コドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、リン酸デ キサメタゾンナトリウム製剤、メタスルホ安息香酸デキサメタゾンナ トリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H。遮断剤、カルバゾクロム スルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェ

別添1

第2章 特揭診療料

第2部 在宅医療

第3節 薬剤料

C 2 0 0 薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝 固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液 凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換之型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血 液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固 因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺 激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチ ンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜 灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルフ ァ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブトルファノール製剤、ブプ レノルフィン製剤、塩酸モルヒネ製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製 剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジン C製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタ グランジンI。製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント 製剤、スマトリプタン製剤、クエン酸フェンタニル製剤、複方オキシ コドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、リン酸デ キサメタゾンナトリウム製剤、メタスルホ安息香酸デキサメタゾンナ トリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H。遮断剤、カルバゾクロム スルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェ ンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、 臭化ブチルスコポラミン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・ グリシン・Lーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリス ロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤 及びヘパリンカルシウム製剤

別添3

区分01 調剤料

 $(1)\sim(4)$ (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射 等のために投与される薬剤(インスリン製剤、ヒト成長ホルモ ン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換 え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺 伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子 製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体 于回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心 静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺 激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマト スタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インタ ーフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブト ルファノール製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グ ルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、 ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、 生理食塩水、プロスタグランジンI。製剤、塩酸モルヒネ製剤、 エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマト リプタン製剤、クエン酸フェンタニル製剤、複方オキシコドン 製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、リン酸デ キサメタゾンナトリウム製剤、メタスルホ安息香酸デキサメタ

ンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、 臭化ブチルスコポラミン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・ グリシン・Lーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリス ロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤<u>及びアドレナリン製</u> 剤

別添3

区分01 調剤料

 $(1)\sim(4)$ (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射 等のために投与される薬剤(インスリン製剤、ヒト成長ホルモ ン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換 え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺 伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子 製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体 于回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心 静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺 激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマト スタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インタ ーフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブト ルファノール製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グ ルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、 ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、 生理食塩水、プロスタグランジンI。製剤、塩酸モルヒネ製剤、 エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマト リプタン製剤、クエン酸フェンタニル製剤、複方オキシコドン 製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、リン酸デ キサメタゾンナトリウム製剤、メタスルホ安息香酸デキサメタ

ゾンナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、 H_2 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、臭化ブチルスコポラミン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤及びヘパリンカルシウム製剤)に限る。

なお、「塩酸モルヒネ製剤」、「クエン酸フェンタニル製剤」 及び「複方オキシコドン製剤」は、薬液が取り出せない構造で、 かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等 に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場 合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、こ れらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患 家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険 薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該 注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限 りでない。

ウ (略) $(7) \sim (14)$ (略)

別表1

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インタ

ゾンナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、Hっ遮断剤、カ ルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製 剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製 剤、プロクロルペラジン製剤、臭化ブチルスコポラミン製剤、 グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Lーシステイ ン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダル ベポエチン、テリパラチド製剤及びアドレナリン製剤)に限る。 なお、「塩酸モルヒネ製剤」、「クエン酸フェンタニル製剤」 及び「複方オキシコドン製剤」は、薬液が取り出せない構造で、 かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等 に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場 合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、こ れらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患 家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険 薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該 注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限 りでない。

別表 1

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インタ

ーフェロンベータ製剤、ブトルファノール製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジン C製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Lーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤及びテリパラチド製剤、アドレナリン製剤及びヘパリンカルシウム製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器(針を含む。)

- 〇 万年筆型注入器用注射針
- 自己連続携行式腹膜灌流のために用いる腹膜透析液交換セット
- 在宅中心静脈栄養用輸液セット
- 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル
- 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ

別表 2

インスリン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤

乾燥人血液凝固第IX因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び 乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

性腺刺激ホルモン製剤

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

ソマトスタチンアナログ

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

ーフェロンベータ製剤、ブトルファノール製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジン C製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Lーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤及びアドレナリン製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器(針を含む。)

- 万年筆型注入器用注射針
- 自己連続携行式腹膜灌流のために用いる腹膜透析液交換セット
- 在宅中心静脈栄養用輸液セット
- 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル
- 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ

別表 2

インスリン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤

遺伝子組換之型血液凝固第IX因子製剤

乾燥人血液凝固第IX因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び 乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

性腺刺激ホルモン製剤

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

ソマトスタチンアナログ

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

ブトルファノール製剤

ブプレノルフィン製剤

抗悪性腫瘍剤

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Lーシステイン

塩酸塩配合剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

ブトルファノール製剤

ブプレノルフィン製剤

抗悪性腫瘍剤

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Lーシステイン

塩酸塩配合剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤